

山梨県歯科医師連盟 今回は2ページです。

連盟ニュース 第45号

□発行
山梨県歯科医師連盟 甲府市大手1-4-1
TEL: 055-252-6481 FAX: 055-253-0854
□発行人 諸角三千夫 HP: <http://ydca.jp>
□編集人 鶴田 好幸 岩間 宣仁
山梨県歯科医師連盟機関紙

次期会長選へ決意表明

12月16日(火)山梨県歯科医師会館第一会議室に於いて第5回理事会が開催された。冒頭挨拶の中で井出県歯科医師会会長から、「来年度には全国歯科保健大会、再来年度には県歯100周年という大きな事業も控えているが、現執行体制で次期も会長としてやって行きたい。出来れば連盟においても諸角会長の続投をお願いしたい。」と話された。

次に挨拶に立った諸角会長は、挨拶の中で、既に自分としての態度は固まっていたとのこと、急な話で多少驚いた様子であったが、『現在、本会と連盟の関係は旨くいっており、是非次期連盟会長に立候補したいので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。』と出馬に意欲を見せ、拍手が起こった。また、今回の衆議院議員選挙の結果を踏まえ、総括が必要との考えを示した。

日本歯科医師連盟への要望書

今年8月 関東地区歯科医師連盟役員連絡協議会において採択された、日本歯科医師連盟(以下、「日歯連盟」)への要望書の回答が日歯連盟より各県歯連盟にあった。

<以下要望書(抜粋)>

要 望 書

日本歯科医師連盟における組織率は、平成14年以降年々低下しており、運営の存続が危ぶまれている。

また、日本歯科医師会においては会員の高齢化が急速に進むなか、一方では昨今の若者の組織離れもあり新会員の入会も減少傾向にある。日本歯科医師会会員数の動向のシミュレーションによると、2060年には現在の半数以下になる可能性があるという厳しい試算がなされている。

歯科界の発展、歯科医師会・歯科医師連盟の存続のためには、日本歯科医師会と日本歯科医師連盟が強力に連携を図り共に組織強化を確立することが喫緊の課題である。

関東地区歯科医師連盟役員連絡協議会では、「未入会対策について」をテーマとして取り上げ協議を行った。それを踏まえ日本歯科医師連盟が未入会対策について早急に施策を講じられるよう次の事項を要望する。

1. 未入会対策について連盟とさらに密なる連携を築くことを日本歯科医師会に申し入れることを希望する。
2. 日本歯科医師連盟においては、強調し得る会員のメリットを明確に提示していただきたい。
3. 都県及び郡市区の連盟に未入会対策委員会(仮称)の設置を進言していただきたい。
4. 歯学部・歯科大学の同窓会・校友会を通して、出身大学へ入会促進の働きかけをお願いしたい。
5. 未入会者対応の最前線は郡市区連盟であるので、未入会対策活動支援費(特別予算措置)の交付を配慮いただきたい。

<以下回答書(抜粋)>

ご要望に対する回答について

○要望事項1. について

日本歯科医師連盟と公益社団法人日本歯科医師会は法的に峻別されているものの、連盟会員は社団の会員でなければならず、お互いの組織は目的と政策を共有しそれぞれの特性を生かしつつ国民の健康に寄与しています。連携は絶えず密にしており、相互のコラボレーションの状況を会員の先生さらには会に入会される先生方に強くアピールしてまいります。

○要望事項2. について

日本歯科医師連盟は政治団体として多くの政党並びに多くの政治家と良好な関係を築いており、今歯科界が抱えているさまざまな問題を解決すべく、日々ロビー活動を展開しています。主として社団は相対する問題にどのように対応するか戦略を練り、それを実現するための戦術をどのよう駆使するかが社団と連盟の役割分担となります。立場の違う二つの組織が一つの問題に対し、一丸となって解決に向けて取り組めることがメリットです。

(2ページに続く)

(1 ページ目の続き)

○要望事項 3. について

ほとんどの都道府県歯連盟では以前より未入会対策についてかなり熱心に取り組まれています。言うまでもなく三層構造の入り口である郡市区歯連盟は入会に関して最重要拠点であり、都道府県歯連盟に協力する形で未入会対策をとってまいりたいと考えております。

○要望事項 4. について

日本歯科医師連盟は平成 24 年度より全国歯科大学同窓会・校友会の会長をメインメンバーにした日歯連盟参与会議を毎年開催しており、各同窓会・校友会からは積極的なご協力をいただいております。

○要望事項 5. について

郡市区歯連盟に対する未入会対策支援費については、現時点で日歯連盟から地方政治活動費として会費の 20%、地方政治活動助成費として会費の約 5%、デンタルミーティングに対する助成費として会費の約 2%を交付させていただいておりますので、この中での活用をお願いしたいと存じます。

全歯国保組合への定率補助 32%堅持への対応

全国歯科医師国民健康保険組合（以下、全歯国保組合）の尾上徹理事長から 11 月 13 日付けで井出県歯科医師会会長（以下、井出本会会長）宛に、全歯国保組合への定率補助 32%堅持の協力要請があった。

これを受け井出本会会長は、県歯連盟の諸角会長（以下、諸角連盟会長）に、定率補助 32%維持の同意書の署名を国民歯科問題議員連盟（以下、歯科議連）所属の各議員 4 名（宮川典子衆議院議員、堀内詔子衆議院議員、中谷真一衆議院議員、森屋宏参議院議員）からいただくよう依頼した。

○全歯国保組合 尾上理事長から全歯国保組合 井出山梨県支部長宛『ご協力のお願い』（抜粋）

『晩秋の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本組合の事業運営に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障制度改革国民会議及びプログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律)において、所得水準の高い国保組合に対しての国庫補助の見直しが明記されているところであります。

現在、歯科と医科と所得水準の格差は広がっているにも関わらず、歯科は医科と同様に所得水準の高い国保組合に分類されています。このままでは、定率補助 32%は削減され、保険料を大幅に引き上げをし、組合員の方々に多大なご負担をおかけし、最後には組合解散を余儀なくされることになりかねません。

つきましては大変恐縮でございますが、定率補助 32%を堅持することにつきまして、別紙「国庫補助の削減に関して」と「国民歯科問題議員連盟名簿」をもとに、各府県の国会議員の先生方に説明して頂き、医療給付費等に対する定率補助 32%維持など現行の国庫補助水準を堅持することについて、国会議員の署名を頂きますよう、お願いいたします。』

○諸角連盟会長から歯科議連各議員宛『ご協力のお願い』（抜粋）

『晩秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は山梨県歯科医師会（会長 井出公一）並びに山梨県歯科医師連盟の諸活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会保障制度改革国民会議及びプログラム法において、所得水準の高い国保組合に対しての国庫補助の見直しが明記されています。現在、歯科と医科と所得水準の格差が広がっているにも関わらず、歯科は医科と同様に所得水準の高い国保組合に分類されています。

このままでは、定率補助 32%は削減され、保険料を大幅に引き上げし、組合員の方々に多大なご負担をおかけし、最後には組合解散を余儀なくされることになりかねません。

本連盟も、別添の全国歯科医師国民健康保険組合理事長からの協力要請に賛同して、医療給付費等に対する定率補助 32%維持など現行の国庫補助水準を堅持することにつきまして、恐縮至極に存じますが、歯科議連（国民歯科問題議員連盟）所属の先生におかれましては「同意書」にご署名を賜りますよう、お願い申し上げます。』という内容で依頼をした。

<添付資料>

- ・全国歯科医師国民健康保険組合理事長通知
- ・医療給付費当に対する定率補助に関する同意書
- ・国庫補助の削減に関して（全国歯科医師国民健康保険組合 H26.11.12）